

北 白 川 小 学 校 PTA 規 約

第 1 条

本会は北白川小学校 PTA と称し、事務所を北白川小学校におく。

第 2 条

本会は保護者と教職員が協力して、教育環境を向上させ、児童の福祉を増進することを目的とする。

第 3 条

本会は教育基本法を基盤とした教育の実現をはかるための協力団体であり、その活動はすべて児童の幸福に還元される性格のものでなければならない。

第 4 条

- (1) 本会の会員は本校に在籍する児童の父母またはこれに関わる保護者と教職員であって、本会の目的・性格に賛同し、会費を納めるものとする。但し特別な事情（就学援助等）により会費を免除することができる。
- (2) 本会の会員はすべて平等の権利と義務をもつ。
- (3) 本会への加入は任意とし、退会においては年度末に申告する。（但し、転出等の特別な事由がある場合はこの限りではない。）

第 5 条

- (1) 本会に本部役員を以下のとおりおく。
 - ① 会長（1 名）
 - ② 副会長（2 名）
 - ③ 会計（2 名…保護者 1 名、教職員 1 名）
 - ④ 庶務（5 名…保護者 4 名、教職員 1 名）
- (2) 役員会は本部役員と校長をもって構成する。
- (3) 役員会の任務は次のとおりとする。
 - ① 会長は本会の代表者で会務を統括し、総会・チーム合同ミーティングを招集し、総会の議決事項を執行する。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長が不在や事故などの場合はその任務を代行する。
 - ③ 会計は別に定める会計規則により本会の会計事務を行う。
 - ④ 庶務は総会議事録及び本会のすべての記録を作り報告する。また、各専門チームを統括する。
 - ⑤ 個人情報を除く本会のすべての記録は 3 年間これを事務所に保管する。
- (4) 本部役員の任期は 1 年とする。但し重任をさまたげない。
- (5) 本部役員の選出は別に定める役員委員選出規則による。

第6条

(1) 本会には第2条の目的達成のため役員会および以下の委員会をもうける。

- ① チーム合同ミーティング
- ② 専門チーム
- ③ 特別委員会

(2) 委員会の構成・任務・運営は別に定める委員会規則による。

(3) 委員の任期は1年とする。但し重任をさまたげない。

第7条

(1) 予算・決算総会は毎年開くこととする。

(2) 会長が必要と認めたとき、または全会員の1/10以上の要求があるときは1ヶ月以内に臨時総会を開くこととする。

(3) 総会は予算・決算・行事計画・その他重要事項を審議決定する。

(4) 総会の定足数は全会員の1/5以上とする。但し会長に提出した所定の委任状による参加を認める。

(5) 総会を開くには3日前迄に議事の内容を明示して、全会員に通知する。

(6) 議長はその都度本部及び専門チーム以外から選出する。

(7) 議決は出席者の多数決による。可否同数のときは議長が決定する。

第8条

会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条

(1) 本会に監査2名をおき、任期は1年とする。但し重任をさまたげない。

(2) 監査は本部役員・専門チームでない会員中から別に定める役員委員選出規則に準じて選出する。

(3) 監査はその年度の会計の収支状況を監査し、結果を総会において報告する。

(4) 監査は役員会、チーム合同ミーティングに出席して意見を述べることができる。

第10条

本規約は総会で出席者の2/3以上の賛成により改正することができる。但し総会の1週間前までに全会員に書面にて予告していなければならない。

第11条

役員・委員および監査は会員の過半数の賛成により辞任させることができる。

第12条

本規約は令和6年12月1日より実施する。

北白川小学校 PTA 委員会規則

規約第 6 条第 2 項により委員会規則を次のとおり定める。

第 1 条

チーム合同ミーティングの構成と任務は次のとおりとする。

- (1) チーム合同ミーティングは本会の役員と専門チームのメンバーと校長を以て構成する。
- (2) チーム合同ミーティングの任務は次のとおりとする。
 - ① 予算案および各種委員会またはチーム合同ミーティングにより立案された活動および事業計画を審議し、内容によっては決定することもできる。但し、重要事項については、PTA 規約第 7 条 3 項にもとづき総会において審議決定する。
 - ② 総会に提出する報告書ならびに審議案を作成する。
 - ③ 必要により特別委員会を設ける。
 - ④ 総会によって委任された事務を処理する。
- (3) チーム合同ミーティングは学期毎に 1 回以上開くことを原則とし、会長がこれを召集し議長は、会長、または副会長とする。

第 2 条

専門チームの種別・構成・任務は次のとおりとする。

- (1) 専門チームは広報・イベントの 2 種よりなる。
 - ① 専門チームは全会員からの立候補者にて構成される。
 - ② 各チームメンバーの選出は別に定める役員委員選出規則による。
- (2)
 - ① 各専門チームは年度初めに活動および事業計画とこれにともなう予算案を作成し会長に報告する。
 - ② 各専門チームは総会において活動および事業計画の内容を報告する。
 - ③ 各専門チームはチーム合同ミーティングで承認された活動および事業を実行する。
 - ④ イベントチームは、保護者ととともに児童の健全育成を目的とした文化・スポーツ活動等を企画し、地域団体とも連携をとりながらこれを実施する。
 - ⑤ 広報チームは会報を発行し、本会の諸活動ならびに会員の状況を広く会員に周知させるようにつとめる。

第3条

特別委員会の構成と任務は次のとおりとする。

- (1) 特別委員会は特別の活動や事業を行うため必要に応じ会長がチーム合同ミーティングの承認をえて委嘱する若干名の委員を以て構成する。
- (2) 委員は1名以上の代表を互選する。
- (3) チーム合同ミーティングから委嘱された特定の活動および事業を行い、終了後解散する。
- (4) 特別委員会で立案した活動および事業計画はチーム合同ミーティングにはからねばならない。
- (5) 代表者はチーム合同ミーティングに出席し、活動および事業の経過・内容を報告し意見を述べることができる

第4条

各委員会の定足数は1/2とする。

第5条

本規則は総会で出席者の1/2以上の賛成により改正することができる。

第6条

本規則は令和6年12月1日より実施する。

本規則は令和8年6月3日に一部改正。令和8年7月1日より実施する。

北白川小学校 PTA 会計規則

規約第 5 条第 3 項の(3)により会計規則を次のように定める。

第 1 条

本会の目的を達成するための経費および運営費は次の第 2 条の収入によってこれに充てる。

第 2 条

本会の収入は次のとおりとする。

- (1) 会費 (2) 臨時徴収金 (3) 事業による収入 (4) その他の収入

第 3 条

本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 1 家庭、年額 2400 円を原則とする。会長は年度毎に剰余金を含め適正な会費額を検討し決定する。
- (2) 納入は決められた期日に一括にて納める。
- (3) 年度内の転入・転出は月数で按分精算する。

第 4 条

本会の収入金は次のとおり取り扱う。

- (1) 会費は金融機関において徴収し会計に納入、または直接会計に納入する。徴収にかかる費用の変更や徴収の方法等はチーム合同ミーティングにおいて検討・決定し、会員に通知する。
- (2) 特別委員会の設けられている事業による収益金は、その委員長より会計へ納入する。
- (3) その他、第 2 条第 2 項・第 3 項・第 4 項による収入金は、直接会計へ納入する。

第 5 条

臨時徴収金および事業による収入については、あらかじめ総会の承認を得なければならない。

第 6 条

- (1) 会計は金銭の保管を最も安全確実な方法によるものとし、現金・通帳・帳簿等は常に整理し、会員の閲覧に応じるとともに、半期毎に 1 回以上会計監査を受けるものとする。
- (2) 会計に関する書類は 5 年間これを事務所に保管する。

第 7 条

予算の決定は次の方法による。

- (1) 会計は各専門チーム代表者からの要求や、その他会長からの指示のもとに予算案を作成する。
- (2) 予算案はチーム合同ミーティングの審議を経て、総会で決定する。

第 8 条

予算の執行は次の方法による。

- (1) 会計は専門チームが担当する項目及び、その他の項目に関しても、会長からの指示により、

予算および残高を考慮して支出する。

(2) 予算成立以前においても会長が真に必要と認めた場合は支出することができる。

第9条

予算は次の場合に限り流用することができる。

(1) 各専門チーム内における場合。

(2) チーム合同ミーティングにおいてやむを得ない事由があると認め流用を決定した場合。

第10条

会計は毎年総会において監査の会計監査を受けたのち収支報告する。

第11条

金銭取扱上において欠損金を生じた場合は原則として本人弁償とする。事情真にやむを得ない場合はチーム合同ミーティングにおいて処理方法を決定し総会に報告する。

第12条

本規則は総会で出席者の1/2以上の賛成により改正することができる。

第13条

本規則は令和6年12月1日より実施する。

北白川小学校 PTA 本部役員・監査・委員選出規則

規約第 5 条第 5 項および委員会規則第 2 条 1 項の②の規定により選出規則を次のとおり定める。

第 1 条

役員、監査の選出は、会員自らの意志による立候補を最優先とする。

第 2 条

本部役員・監査候補者の通知・決定は、次のとおりとする。

(1) 選出候補者を会員に通知する。

(2) 会員の過半数の不信任がない場合は、同通知をもって本部役員・監査の決定とする。

第 3 条

各専門チームの選出は会員自らの意思による立候補とする。

第 4 条

各専門チームの決定者を会員に通知する。

第 5 条

各専門チームの立候補者がいない場合、本部がその活動を担うこととする。

第 6 条

本規則は総会で出席者の 1/2 以上の賛成により、改正することができる。

第 7 条

本規則は令和 6 年 12 月 1 日より実施する。

本規則は令和 8 年 1 月 7 日に一部改正、実施する。

北白川小学校 PTA サークル規則

第1条

- (1) サークルは、PTA 会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。
- (2) サークルは、生徒及び教員の学校生活を妨げてはならない。

第2条

サークルの会員、構成は次のとおりとする。

- (1) サークルは、在校生及び PTA 会員 3 名以上で成立するものとする。なお、人数が下回る状態が続いた場合、サークルの休止、解散をチーム合同ミーティングにて審議、決定することとする。
- (2) サークル代表者は、教職員以外の PTA 会員でなくてはならない。
- (3) サークルは、在校生児童、PTA 会員、卒業生保護者ならびに児童が所属できることとする。

第3条

サークルの任務は次のとおりとする。

- (1) サークルは、その趣旨に沿った活動を、年間を通じて継続的に行うこととする。
- (2) サークルは、予算・決算総会にて活動報告、活動計画を提示する。
- (3) サークルは、サークル名簿を PTA 本部に提出し、メンバーに変更があった場合は報告を行うこととする。
- (4) サークル代表者は、チーム合同ミーティングに出席し、活動報告を行う。出席困難な場合は代理者でも可とする。

第4条

- (1) PTA 予算より活動費として、活動補助金を計上するものとする。
- (2) 活動補助金は、サークルからの予算申請を、チーム合同ミーティングにて検討し総会の承認を得ることとする。
- (3) サークルは、必要に応じて会費を徴収し、活動費とすることができる。
- (4) サークル解散時には PTA 予算により購入した備品等を PTA 本部に返却しなければならない。また、やむを得ず解散が年度途中となった場合、解散時点での決算報告書を提出し、残金を返金しなければならない。

第5条

本規則は総会で出席者の 1/2 以上の賛成により改正することができる。

第6条

本規則は令和 8 年 1 月 7 日より実施する。